

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年9月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700100号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700093号

第1 結論

請求者のA社における平成15年8月5日の標準賞与額を3万円、平成15年12月18日の標準賞与額を10万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日及び平成15年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日及び平成15年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された普通預金異動明細表及び同僚の職権訂正時に提出された賞与明細書により、請求者は、A社から、請求期間①は3万円、請求期間②は10万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は2,037円、請求期間②は7,143円)を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の普通預金異動明細表により、請求期間①は平成15年8月5日、請求期間②は平成15年12月18日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月5日及び平成15年12月18日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提

出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700115号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700094号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月21日の標準賞与額を10万8,000円、平成17年7月15日の標準賞与額を13万1,000円、平成17年12月20日の標準賞与額を14万8,000円、平成18年7月20日の標準賞与額を15万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月21日
② 平成17年7月15日
③ 平成17年12月20日
④ 平成18年7月20日

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された普通預金異動明細表及び同僚の職権訂正時に提出された賞与明細書により、請求者は、A社から、請求期間①は10万8,000円、請求期間②は13万1,000円、請求期間③は14万8,000円、請求期間④は15万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は7,524円、請求期間②は9,127円、請求期間③は1万573円、請求期間④は1万859円)を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年7月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700099号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700095号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は11万6,000円、平成15年12月18日は13万円、平成16年12月21日は13万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月18日
③ 平成16年12月21日

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、賞与の記録がないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び同僚の訂正請求時に提出された賞与明細書により、請求者は、A社から請求期間①は11万6,000円、請求期間②は13万円、請求期間③は13万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は7,876円、請求期間②は8,869円、請求期間③は9,614円)を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月5日、平成15年12月18日及び平成16年12月21日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事

務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700086号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700096号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月22日の標準賞与額を10万6,000円、平成17年7月15日の標準賞与額を17万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月22日及び平成17年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月22日及び平成17年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成16年7月
②平成17年7月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成16年7月分賞与明細書、金融機関から提出された流動性預金取引明細表及び預金取引明細表(流動性預金)並びに同僚の訂正請求時に提出された賞与明細書により、請求者は、同社から請求期間①は10万6,000円、請求期間②は17万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は7,197円、請求期間②は12,123円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、上述の流動性預金取引明細表及び預金取引明細表(流動性預金)により、請求期間①は平成16年7月22日、請求期間②は平成17年7月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月22日及び平成17年7月15日について、

請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700130号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700016号

第1 結論

平成11年4月から平成13年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和46年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年4月から平成13年11月まで

私は、会社を退職した平成9年12月に国民年金に加入し、以後、納付書(白色)により月額12,800円の国民年金保険料を、毎月、A金融機関B支店又はC支店で納付したのに請求期間の保険料が未納になっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、平成2年3月に厚生年金保険被保険者として初めて公的年金制度の被保険者資格を取得している。その際、請求者に付番された厚生年金保険被保険者番号が、請求者の基礎年金番号(平成9年1月から使用されている公的年金制度共通の番号)として付番されており、請求者の年金記録は、平成2年3月に付番された厚生年金保険被保険者番号により一貫して管理されている。

オンライン記録によると、請求者は、平成9年12月に第1号被保険者として国民年金被保険者資格を取得し、以降、平成13年12月の第3号被保険者への種別変更を経て、平成28年1月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで国民年金被保険者であり、請求期間の保険料を納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間の保険料は、住所の近隣にあったA金融機関B支店又はC支店で納付したとし、請求期間の住所は、時期は覚えていないが、D市E区Fから同市E区Gに転居し、かなり後になって同市H区Iに転居したと陳述しているところ、戸籍の附票によると、請求者は、請求期間の始期に当たる平成11年4月30日にE区GからH区Iに転居し、平成14年3月まで当該地に住所を定めている。このため、請求者の請求期間の住所は、請求者の記憶と相違してH区Iであったものとみられ、請求期間の保険料を納付したとする金融機関

には、その近隣とは言い難いものもあることから、請求者の請求期間に係る記憶は必ずしも明確ではなく、請求者の陳述のとおり請求期間の保険料が納付されたと推認することはできない。

また、請求者は、E区GからH区Iに転居した際に、郵便物の転送手続はしなかった旨陳述しているところ、D市は、請求期間当時、継続加入者については、年度当初（4月）に1年度分の現年度保険料納付書を、その時点の住民票の住所に送付し、本人が当該住所に不在のため返送された場合の取り扱いは不明である旨回答している。請求者は、上述のとおり、平成11年4月末日（30日）に住民票の住所を移動しており、平成11年度分の現年度保険料納付書は旧住所（E区G）に送付され、請求者に到達しなかった可能性も否定できず、請求者が請求期間の保険料全てを納付したと推認する事情を見いだすことができない。

さらに、上述のとおり、請求者の年金記録は、平成2年3月に請求者に付番された厚生年金保険被保険者番号に基づき一貫して管理されていること、及び請求者に別の記号番号が付番された形跡は見当たらないことから、請求者に別の年金記録が存在するとは考え難いところ、D市の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、請求期間はオンライン記録と同様に未納と記録されている。

加えて、請求期間については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の納付に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、32か月と長期にわたる請求期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者は、保険料納付済みと記録されている平成9年度の領収書は所持しているものの、請求期間の領収書は所持していないとしており、請求者が請求期間の保険料を納付したことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。